

# 一般事業主行動計画

木下税理士事務所

従業員が仕事と子育ての両立ができるように、社員全体を含めた働き方の見直し、子育てをしていない従業員も対象とする労働条件の整備。

1. 計画期間 平成 29 年 5 月 1 日から 平成 32 年 4 月 30 日

## 2. 内容

目標 1. 就業時間中の参観日、子供行事の為の短時間私用外出の休暇促進活動。

- 育児休業制度などの社内通知を促進し、制度を利用しやすい環境づくりを整え仕事と育児の両立を支援する体制を実施する。